ヴァリニャーノの宣教方針と利休のわび茶

スムットニー祐美

は じ め に

が茶の湯を用いた宣教方針を打ち出した。一五七九年に視察のため るための環境を整えた。それは現地の風習や慣習などに順応するも 来日すると、異文化の中で日本人に対してキリスト教の教えを伝え ニャーノ(Alessandro Valignano, S.J., 一五三九-一六〇六)である。彼は に来日したイエズス会東インド管区巡察師アレッサンドロ・ヴァリ の布教に際しては、 今から四四○年ほど前の戦国時代に、一人のヨーロッパ人宣教師 現代では 「適応主義」 茶の湯が採り入れられた。ヴァリニャーノは と呼ばれている布教方策である。 日本

> agasalhar os hospedes) である。 Chanoyuxa)及び、「客のもてなし方規則」(Regras do que tem comta de 集された「日本管区規則」に収録の「茶の湯者規則」(Regras para o 茶の湯を通して、日本人と信頼関係を築くという手段をもつて布教 (Archivum Romanum Societatis Iesu) に所蔵されている イエズス会士礼法指針』と称す)と一五九二年、 (Advertimentos e avisos acerca dos costumes e catangues de Jappão の準備を行ったのである。そのための規則書が一五八一年、 (大分)で作成された『日本の習俗と気質に関する注意と助言』 上記史料は、 ローマイエズス会文書館 滞在先のマカオで編 以下『日本

とを照らし合わせてみると、一五七九年七月から一五八二年二月ま あるいは少なくとも相手の存在を認識していたのであろう すなわちヴァリニャーノの在日期間と利休の動向 針 湯の準備態勢について検証する。 V, 研究方法を以下に示す。 の中から、ヴァリニャーノの指示による修道院で行われた茶の すなわち、 第一章では『日本イエズス会士礼法指

か。

両者の接点、

は

6面識

受けてい

た可能性について検証する。

実際にヴァリニャーノと利休

茶頭を担っていた頃に当たる。 での第一次日本視察は、 利休が織田信長 続く、 一五九〇年七月から一五九二 (一五三四-一五八二) の

以降、 時期である。さらに一五八○年代からは、信長や秀吉が行ったもの 年一〇月までの第二次日本視察は、 豊臣秀吉(一五三七―一五九八)の茶頭として数多くの茶会 名実ともに天下一の茶人として秀吉の茶の湯に貢献した 利休が一五八二年の本能寺の変

庵の茶の湯、 とは異なる茶の湯の簡素化に取り組み、 を企画し、 いわゆるわび茶を大成させた 一五九一年の自刃までに草

中 の湯の作法とが何らかの形で影響を与えていたのであれば ミサの所作と茶の湯の作法がよく似ていることから、 せた茶人利休にも注視していたことは自然ではなかろうか。 り入れるほど茶の湯を重視していたならば、 世界に登場している。 と重なっており、 ことを採り入れた、 さ、 以上のように、 筆者は両者には関連性がないと考えている。 ヴァリニャーノの日本視察は利休の活躍した時期 特に再来日の時期においては、 あるいはお互いに影響されたという見解がある したがって、 ヴァリニャーノが宣教方針に採 当時の茶の湯を改革さ わび茶が茶の湯 ミサの所作と茶 一方が他方の このこ 但し、 Ő

> る可能性を明らかにする。 の湯者規則」と「客のもてなし方規則」 ていることを浮き彫りにする。 はヴァリニャーノの在日中に行われていた茶の湯の様式が反映され 規則」「客のもてなし方規則」に示す相違点を示し、 性を検証する。 いる「覚書」からは、 てなし方規則」から精神性を示す規則を、『南方録』に収録され 第二章では「日本管区規則」収録の 次に、『日本イエズス会士礼法指針』と「茶の湯者 利休が説く茶の湯の心得を挙げ、 以上の結果を踏まえ、 はわび茶の影響が及んでい 「茶の湯者規則」と それらの内容 最終的に 両者の共通 「客のも 7

黒田藩士の立花実山 明したからである。『南方録』 少の抵抗があった。なぜならば、 えられてきたが、近年の研究者によって発見者の創作であったと判 の茶の湯の弟子で堺南宗寺の南坊宗啓による利休茶法の秘伝書と伝 さて、 巻 会 本稿の中で『南方録』を歴史的な史料として扱うことに多 三巻 棚、 (一六五五—一七〇八) 四巻 「書院」、 は、 かつて『南坊録』と称され、 利休の没後百年の元禄時代に、 五巻「台子」、 によって、 六巻「墨引」 巻

湯の精神的側面と、 について、 けられている。 七巻 に したとする新たな価値が見出された。 汲む茶人の実山が、 によって再評価が行なわれ、 の研究において ると指摘している。 『南方録』 「滅後」 利休のわび茶を理解する上で入門的な要件を満たしてい を用いることに問題はないと判断した の全七巻が発見されたといわれてきた。ところが近年 今日では戸田勝久氏、 『南方録』 利休のわび茶の精神との共通性を検証するため したがって、 利休の茶の湯について調査の上、 は、 創作とはいえ、 実山によって創作された書と結果づ ヴァリニャーノの規則に示す茶の 筒井氏は 筒井紘一氏 古田織部の茶の流れ 「覚書」と 熊倉功夫氏など 整理して編 「滅後 集

の交流について検証する のもてなし態勢を整えていたという、 本視察を通してわび茶を見極めて、 以上の研究で導き出された結果から、 修道院の茶の湯においても同様 新たなキリスト教と茶の湯と ヴァリニャーノは第 二次日

都

os hospedes) 🗝 回はじめて使用した史料である では茶の湯と共に料理が振舞われたことを明らかにする。 加えて、「客に必要な道具目録」(Rol dos Dogus que são necessarios para 「料理人規則」 (Regras do cozinheiro) を挙げて、 両者は今 修道院

用いた史料を重複して提示する エズス会宣教師 な 本稿でも検証の前提として重要と考え、 中 世 |の異文化交流| (思文閣出版、 拙著 二〇一六)で 『茶の湯とイ

ヴァリニャーノの第 次日本視察

裁決を下した。 学で民法学を学び、 について司祭たちと討論した。 を開催し、 けて九州から五畿内までの視察に赴いた。 や中国などの視察を経て、 された。 ズス会入会、 ヴ 五七〇年に司祭となり、 (京都)、 ツォ地方キエーティ出身である。 アリニャーノは来日すると、 アリニャーノ 翌一五七四年にリスボンから東洋へ向けて出帆し、 これまで日本人とイエズス会員との間で生じてきた問題 下 コッレージ (長崎) は の三ヶ所では、 九歳にて博士号を取得した。 スペイン支配下にあったナポリ王 フヨ・ロ 一五七九年、 一五七三年、 一五八二年には 翌一五八〇年から一五八一年にか マー 日本イエズス会第一回協議会 ヴェニス共和国のパドヴァ大 口之津 ノ (ローマ学院) 東インド管区巡察師に抜擢 その途上の豊後 (長崎) に上 ヴァリニャー 一五六六年イエ を卒 国 (大分)、 一陸した。 ヮ

について苦情を聞かされていたことがある。 そして大友宗麟 の大村純忠(一五三三―一五八七)、 協議会が開催された背景には、 月二三日 ゴアからイエズス会総長へ宛てた次の書簡にみられ (一五三〇一一五八七) ヴァリニャー 有馬晴信 から、 その内容は一五九五年 (一五六七一一六一二) 宣教師たちの ノがキリシタン大名

とを行なっている。 者注)に対してさえ、 我々の住院 毎日のように宣教師たちが武士に対し、 を守ろうと少しも努力しないのは、 その領内に住んでいる神父たちが、 訪れるたびに甚だ不愉快に感じて帰って行くのである。 慣と全く違っており、 (修道院 一引用者注)におけるふるまいは日本の習 数えきれないほどの無礼や非常識的なこ 否 反しているから、彼らが我が住院を 全く無分別だと思っている。 日本人の上品な風俗と礼儀 否、 自分ら (領主―訳 (中略)

(1) ヴァリニャーノの在日中の茶の湯

ヴァリニャーノの在日中には、京都や奈良、堺を中心に茶の湯が

まのとなった。 本の湯は単なる嗜みではなく身分の高い武将たちの実力を象徴する と、家臣たちも茶の湯を身に付け茶会に臨むようになり、その結果、 と、家臣たちも茶の湯を身に付け茶会に臨むようになり、その結果、 と、家臣たちも茶の湯を身に付け茶会に臨むようになり、その結果、 と、家臣たちも茶の湯を上ていく過程で、茶の湯を政治の一環と

本巡察記』と称す)に認められる。
本巡察記』と称す)に認められる。
本巡察記』と称す)に認められる。その様態については不明であるが、彼が武とは、視察を終え一五八三年、ヨーロッパへ向かう途中のコチンにとは、視察を終え一五八三年、ヨーロッパへ向かう途中のコチンにらは、視察を終え一五八三年、ヨーロッパへ向かう途中のコチンにができる。

本ではもっとも尊重されているから、 ている。 ことごとく、その屋敷の中にこの飲物を作る特別の場所を持つ 用いられている。 日本では一般に茶と称する草の粉末と湯とで作る一種 を示すために、 の為指定された場所を茶の湯 不味い飲物の作り方を特に習っており、 日本では熱い水は湯、 しばしは自らこの飲物を作る。 彼等の間では、 (茶室―引用者注)と称する。 この草は茶と呼ばれるので、 はなはだ重視され、 身分の高い領主達は、 客に対し愛情と歓待 領主達は の飲物が ے 日

じていることなどを認識していた。 ることが、 伝えたのである。 かに肝要であるかを示している 将来の布教活動に重要であると判断したがゆえに、 ノは抹茶の点て方、 この報告は信長政権において、 茶室、 そのような茶の湯事情を把握 武将たちが茶の湯を重 茶の湯の嗜みが 総長 h

茶の湯の接待を受けている。 近 約一ヵ月ほど滞在しており、 伝えられている。ヴァリニャーノは信長から招待を受けて安土山に ト教信者で利休の七哲の一人として知られる茶人でもあった高山 ていた可能性がある。 であった武井夕庵などの身分の高い武将たちが屋敷を構えていたと 大手道周辺には羽柴秀吉や前田利長、 身分の高い領主たちとは、 (一五五二―一六一五)を訪ねている ほかにも、 たとえば信長の家臣である。 その機会に彼らの稽古に励む光景を見 京都へ向かう途中の高槻では 豊後では大友宗麟の居館を訪れ 徳川家康、 そして信長の右筆 安土城 キリス

には、 故に、 以上が、 ヴァリニャー 次の来日まで待たなければならなかった。 第一次日本視察時期に行なわれた茶の湯の実態である。 ノが精神性を第一とするわび茶を目撃するまで

2 『日本イエズス会士礼法指針』 にみる茶の湯規則

した情報や協議会で討議された問題点などに基づき、 五八一年一〇月、 ヴァリニャー ノは豊後へ戻ると、 日 視察で収集 本の礼儀作

> るための準備を行ったのである。 慣に歩み寄るという方策を投じて、 らの信頼を回復させたかった。 たがうことで、 イエズス会士礼法指針』である。 法や慣習にしたがうためのガイドブックを作成した。 日本社会にイエズス会の権威を示し、 すなわち、 彼はイエズス会員がこの指針にし キリスト教のメッセージを伝え イエズス会が日本人の習 キリシタンか それが Ī

項目に示されている。 立した。 者の領主や異教徒の有力者などの訪問に際して、 ことは礼法として大前提であった。 日常的に多くの日本人が修道院を訪れる中、 その実態は、 以下の 『日本イエズス会士礼法指針』 ヴァリニャーノはキリスト教信 客に茶の湯 茶の湯の準備を確 を振舞う 第四

五.

問者の身分に応じて接待を行なうために、 る種の草 殊に立派なひとびとの集まるところではそうである。 またカザにいつも住んでいて、 それからすべて かの心得のある同宿または他のだれかを置かなくてはならない かもよく整頓された茶の湯 世話をするひとは、 .より質の落ちるものを備えなくてはならない。そして茶の湯 -訳者注)、 0) カザ 即ちひとつは大変上等なもの、 そこでは手仕事をすべきではなく、 (修道院 (湯を飲む場所―訳者注) しかも茶の湯についてなにがし -引用者 注 に 三種類の茶 は その他はこ を設け、 読み

なければならない。 書きや茶を碾くこと、 茶の湯に関係のあることをするようにし

入念な清掃は肝要であった る_。 9 を清潔に保っていることを認識しており、 理整頓された茶室を設置することであった。 ヴァリニャーノによる第 切のものを日本の風習通り清潔にせねばならない」と報じてい 特に茶室は清浄な空間として日本人から重んじられているため 一の指示は、 すべての修道院に清掃で整 『日本巡察記』の中で 彼は日本人が生活環境

ズス会に仕え、一六〇四年には二六六名までに達した。 れ る。 回 の向上を図ったのである。 位にも同宿という仏教で用いられている階級名称を借用して、 仏僧となるために僧院で育てられる若者の階級」という解説がみら 0) 同宿については 茶の湯の仕事は主に日本人の補佐役、 ヴァリニャーノは日本人に分かり易いように、イエズス会の 「日本イエズス会第一回協議会」一六項に 一五八二年までに一〇〇名の同宿がイエ 同宿によって担われた。 「将来 宣 ے

敷設計である

は想像に難くない。 たちより茶の湯の席に招かれ、 片手間に行えるものではない。 :通する同宿を選抜して、 茶の湯の接待は日本人であっても専門知識と経験が必要であり、 彼はイエズス会においても茶の湯や慣習などに 日本の上流階級が嗜む茶の湯に等しいも ヴァリニャー 流茶人による所作を見ていたこと ノが信長やほかの武将

てなしを目指したのである。

修道院には一段の注意を払い、 地域が挙げられる。 都や経済的発展を遂げた堺、 められた茶の湯の準備態勢である。 したがって使い分けられた。 た。 「立派なひとびとの集まるところ」 修道院には品質別に二、三種類の抹茶が常備され ヴァリニャーノは彼らの屋敷近くに建てられた 以上が、 信長の家臣たちが住む安土城下などの 茶室を設け茶の湯担当者を常駐させ とは、 イエズス会修道院で規範に定 政 公治の中 心地である京 客の身分に

は (3)『日本イエズス会士礼法指針』 次にヴァリニャーノの意図する接客の間について検証する。 『日本イエズス会士礼法指針』第 にみる修道院の茶室 一五四項目に示す修道院内の

以下

そして縁側は部屋に入ったり出たりする際に行なわれる日本の ということである。 そのうちの一室は茶の湯のための室にあてられることになろう 下に周囲に縁側のある二室 どのカザにおいても、 礼儀作法を守ることができるようにするため、 立派にこしらえられ (中略) よそから来る人のために、 かつ整備された庭がなければならない。 一組の座敷をもたなければならず、 またこれらの座敷の縁側の前には 日 少なくとも階 本風にパード





図1 多賀大社所蔵「調馬・厩馬図屏風」(右隻)

うに造られることである。 どちら側に座を占めなければならないかということが分かるよるのに便利であるように、また客人がどちら側、カザのものが

やカザの他の召使が一方から座敷に入り、

客人が他方から入

ニャー 武家屋敷の特徴を描いた作品である。 る多賀大社所蔵 間取りは安土桃山時代の作品で、 指針によれば、 上 記には具体的な座敷の間取りが記されている。 に描かれている。 ノが視察を通して、 庭園などを目撃していたためであろう。 「調馬・ 座 敷の条件は これはヴァリニャー 厩馬図屏風」 有力な武将たちの屋敷に設置された茶室 「周囲に縁側のある二 狩野派の絵師の作と伝えられてい の右隻 ノの日本視察時期 「調馬図屏風」 上流階級の屋敷の これはヴ 室一 組 0) 部 座 分

けられ、 頭巾をかぶった茶人が茶を点て、 に挑む武将たちの様子を眺めている。 は屏風にも描かれている。 れている。 が設置され、 その右側の亭主、そして小姓らしき者たちが、 奥は座敷、 「一室は茶の湯のための室」とするもので、 手前が茶室である。 屋敷には縁側に囲まれた二つの部屋が設 小姓が茶を客へ持ち運ぶ様子が描 また、 座敷では庭に向い坐ってい 隣接された茶室では、 庭先で調馬 これ

庭の条件は「立派にこしらえられ、かつ整備された庭」というも

か 0) である。 れており、 屏風には屋敷の後方に立派な桜と剪定された松の木が アリニャーノの指示との一致がみられる 描

の場所が下座である で庭の様子を見ている客の場所が上座で、 座の決まり事である。 なければならないかということがわかるように」という、 接客作法は 「客人がどちら側、 屏風には座敷の奥に金屏風が置かれ カザのものがどちら側に座をしめ 縁側で控えている家臣ら 上座と下 その前

であることが明らかである。 敷建築を採用したもので、 馬・厩馬図屏風」を照合すると、 以上のように、 ヴァリニャーノによる修道院の接客間設計 彼の指示は日本の儀礼に適つた座敷設計 その間取りは当時の上層階級の屋 調

目で、 聖堂などの聖なる空間に対しては、 という、 接待の場所は日本の習慣を積極的に採用しているが、他方で教会や 本の寺院に真似て建てることはふさわしくないからである。 建築にすることを命じている。 但し、 いかなかった。 教会と聖堂の外観については日本式ではなく、 ヴァリニャー ヴァリニャーノは『日本イエズス会士礼法指針』一五六項 ここにキリスト教の根幹に関わる領域は認めない ノの判断規準が明記されている なぜならば、キリスト教の建物を日 異教徒の伝統を採用するわけに ヨーロッパの 一方で

たことで、 アリニャ 武将や豪商たちが茶の湯に特別な価値を置いている様子 1 んは第 次視察を通して信長が茶の湯に執着してい

は

となった。 で行えるよう環境を整えたのである。 に基づき、 のである。 礼法指針』 上流階級が嗜む茶の湯の作法は宣教師たちにとって欠かせないもの 信長やキリシタン大名などの支配階級に対する働きかけは肝要で、 いない。特に宣教の許可を得る手段として、 うな光景を見た時、 たりにして、 を目撃した。 故に、このことはヴァリニャーノが『日本イエズス会士 信長の時代に行われた茶の湯に等しい接待を修道院の 彼は視察で見聞きした情報やキリシタン大名などの助言 の中で、 京都では雅な伝統文化に触れたことであろう。 堺の都市では活気あふれる茶の湯文化の様子を目の当 礼法を身に付けることの大切さを痛感したに違 茶の湯関連事項を収録した大きな要因となった 最高権力者である織田 そのよ

(4)『日本イエズス会士礼法指針』にみる修道院の饗応

ないばかりに、 う」とあり、 が知らないでは済まされないことをできるだけ簡単に述べておこ 「ここではただ日本人と付き合って行ける と肴の接待について詳細な指示が収録されている。 をするにあたってとるべき方法について」には、 整えた。『日本イエズス会士礼法指針』 ヴァリニャー ヴァリニャー 日本人との信頼関係が損なわれないよう注意を払つ ノは茶の湯のほかに、 ノは宣教師たちが日本の習慣にしたがわ 修道院に 第四章「盃と肴のやりとり (原文ママ) おいて饗応 一六項目に及ぶ酒 章の ために、 冒 頭 我々 では

針』第九六項目は、その指示である。計らい振舞うことが重視された。以下の『日本イエズス会士礼法指計の。指針によれば、盃と肴は客の身分にふさわしく、タイミングを

とり、彼にもう一度飲むように勧め、ついでまた肴を勧めなく 変を手にして盃をとるように勧め、そして肴を食べ終ったら、 とり、彼にもう一度飲むように勧め、そして肴を食べ終ったら、 とり、彼にもう一度飲むように勧め、そして肴を食べ終ったら、 とり、彼にもう一度飲むように勧め、そして肴を食べ終ったら、 ではならない。

れ、皿に取り分けられた。に渡って酒を勧める。その間には膳に載せた肴が客の前へ運び出さ料理の形式が残されていた。給仕の者は客に一献し、その後も数度料理の形式が残されていた。給仕の者は客に一献し、その後も数度

におかずとして食べる嗜好物」とある。 書』には「肉や魚などのような食物。また、何であれ、酒を飲む時書」には「肉や魚などのような食物。また、何であれ、酒を飲む時

アリニャーノが視察の途中で、

信長やほかの貴人たちより饗応

が、 建築現場において信長に最初の謁見を遂げ、 げ ガル人のルイス・フロイス(Luis Fróis, S.J., 一五三二—一五九七)が 及ぶ会見を通して、 ニャーノが上記に示すような饗応を注視していた背景を考察したい の席に招かれたことは想像に難くない。 五六八年四月には、 五七六年までの約一二年間を五畿内地方の宣教に費やしている。 られる。 イエズス会の中で信長をよく知る宣教師といえば、 以下に信長から招かれた二名による記述を提示して、 彼は一五六三年に来日を果たし、 布教への支援と庇護を求めたのであった。 足利義昭の将軍御所として改築中の二条城 その様子を示す記録はない その後は一八回以上に 一五六五年から 第一にポル ヴァリ

時の様子を『日本史』に書き綴つた。Cabral, S.J., 一五三三-一六〇九)にしたがい岐阜の信長を訪ね、その一五七二年、フロイスは布教長フランシスコ・カブラル(Francisco

た。(語)というというでは、これをフランシスコ・カブラル師の前に置き、ついで立ち去っこれをフランシスコ・カブラル師の前に置き、ついで立ち去っ食事の時間になると、信長は内部から第一の膳を手にして来て、食事の時間になると、信長は内部から第一の膳を手にして来て、

これは本膳を示し、続いて第二の膳、もしくは第三の膳までが持ちこで注目すべきは、フロイスが「第一の膳」と記したことである。信長は食膳を自らカブラルのもとへ運び、手厚くもてなした。こ

応を示す報告としての意味は大きい。出されたことを示唆する内容である。短い文ではあるが、当時の饗

『日本教会史』の中で、以下のように説明している。Tçuzu, S.J., 一五六一-?)は、織豊期に出された食膳の数についてイエズス会通辞のジョアン・ロドリゲス・ツヅ(João Rodrigues

るまで、大いに改善した。 習慣を変えると共に、宴会に関しても、さらに平常の食事に至 のを使うようになった。 かそろえることは棄てて用いられなくなり、 事を改め、 ている当世風の宴会である。 信長や太閤の時代から行なわれ始めて、 余分なもの、 煩わしいものを棄て去って、 (中略) というのは、 食台の数を五つとか七つと 現在王国全土に広まっ その時代以降多くの 普通には三つのも その古い

れた可能性がある。 と踏まえると、信長のカブラルへのもてなしは三つの膳が持ち出さめられ、三つの食膳が一般的となったことを示している。この慣習められ、三つの食膳が一般的となったことを示している。この慣習 と記は信長や秀吉の時代に入り、足利将軍によって行われてきた

田宗及による『天王寺屋会記』によって確認できる。カブラル一行信長が客に三膳の料理を供していたことは、堺の豪商で茶人の津

記 招 に 用意された。 記に書き留めた。 0) 出来事から二年後の一五七四年二月三日、 おいても、 かれ岐阜城へ参上し、 から認められる。 ほかにも信長は一五七三年一一月二三日の妙覚寺茶会 客に三膳の料理を振舞っていたことが『天王寺屋会 それによれば、 室礼や料理仕立、 当日は本膳料理で、 使われた食器などを茶会 宗及は信長より茶会に 三膳の料理が

士礼法指針』の中に詳細な指示を収めたのである。作法では盃と肴が特に重要であることを理解して『日本イエズス会れてきた武家の正式な本膳料理のなごりがあった。故に彼は日本のこのようにヴァリニャーノの在日中には、未だに室町時代に行わ

では、 宣教の大きな妨げとなっていたのである。 ちが日本人から不潔と見なされている牛や豚を食べていることで、 裁決を下した う賢慮と慎重さをもって行動しなければならない」と命じて、 が給仕にも食物の質と調理にも慣れて、 も摂取することなく、 ことを論じておきたい。 但し、 修道院の日常の食事について討議された。 イエズス会員の日常生活では質素な食事が定められてい 精進料理を守っていることに対し、 日本イエズス会第一回協議会の議題第一七 万事を極力日本風に行うよ ヴァリニャーノは「全員 仏僧たちは肉も魚 宣教師 次の た

パードレとイルマンの日常の食物は、米、汁、日本風に調理さ

ある

ては日本の規則と慣習を遵守すること。 の食物でなければならない、ということである。米、汁、および食事をする者が請求するものに応じておかわりをする再進飯が食事をする者が請求するものに応じておかわりをする再進飯の食物でなければならない、ということである。米、汁、およい食事を受ければならない、ということである。米、汁、およの食物でなければならない。

は、 たかったのである。 用途に応じて様々な慣習があることを認識した。 たがって『日本イエズス会士礼法指針』 された二種類の菜 法で調理される食物が排除され、 てきた修道院のもてなし態勢を改善して、 ヴァリニャーノは約 これによりイエズス会士の献立から牛や豚など、 これは茶会の懐石料理でいう一 あくまでも客に対するもてなしであったことが確認できる これが『日本イエズス会士礼法指針』の目的で 食後には果物、 一年半の第一 代わってご飯と汁、 次日本視察を通して、 汁二菜と同様の仕立である。 あるいはほかの食物が定められ 第四章一七項目に示す内容 日本人と友好関係を築き 彼は過去に行われ 3 日本風に調理] 口 日 ッパ 1本には の L 方

二 ヴァリニャーノの第二次日本視察

ヴァリニャーノは一五九○年、第二次日本視察のために長崎に到

豪商たちによって嗜まれていきたが、秀吉が全国を平定したことでした。信長の時代において茶の湯は限られた戦国武将や堺、京都の化寺の変で歿し、豊臣秀吉が信長の成し得なかった天下統一を果たの間に国内情勢は一転し、イエズス会の庇護者であった信長は本着した。一五八二年に日本を出帆して以来、八年ぶりの来日である。

国内へと広まった。

それが利休によって形成されたわび茶であった。ることを理解し、修道院の茶の湯が流行していることを認識した。を本位とする新しい様式の茶の湯が流行していることを認識した。とこが世の中には慣習として行われてきた茶の湯のほかに、精神修行がアリニャーノは茶の湯によるもてなしが今まで以上に重要であ

(1) ヴァリニャーノの在日中の茶の湯――利休のわび茶

なっ より学び、 権の中で盤石なものにした。 下統一を果たした豊臣秀吉に仕え、 北向道陳 (一五〇四―一五六二) と武野紹鷗 五九三 千利休は一五二二年堺に生まれ、 五七七年頃より堺の豪商で茶人の今井宗久(一五二〇 利休は秀吉の茶の湯を支援することで自らの立場を豊臣政 の紹介で織田信長の茶頭に選ばれ 禅を南宗寺の大林宗套より伝授された。 一五八五年には、 幼名を与四郎とする。 名実ともに天下一の (一五〇二—一五五五 秀吉の禁中茶会に際 一五八二年以降は天 号を宗易とする 茶の湯を

して利休居士号を勅賜された。

した。 草体化された茶の湯であった。 られた。 けられ、 された精神的空間へと変革を遂げた。室内には室床や躙口などが設 は六畳や四畳半などが主流であったことに対し、二畳敷という凝縮 在は京都府山崎に所在)が、 の設計と伝えられている日本最古の茶室建造物、 吉が嗜んだ茶道具や饗応を目的とするものではなく、 五八〇年代に入り利休の茶に変化がみられる。 このような設計によって、 自然の美しさを引き出すためにすべてが丸太柱と土壁で造 その例である。これまでの書院や茶室 その初めが茶室の改革である。 わび茶にふさわしい茶室が出現 国宝 それは信長や秀 わび茶という 「待庵」 利休 (現

た。 n 中節の茶杓、 使 代に流行した唐物茶碗に代わって、 えられている。 ン」という記録があり、 五九八)による『松屋会記』の一五八六年には 利休好みの茶碗といえば、 った茶 利休の美意識によって茶の湯の修行にふさわしい道具が登場し 一碗が 竹蓋置、 利休の晩年にあたる一五九〇年には、 作られた。 そして曲水指などの茶道具が次々に創り出さ これが楽茶碗の中でも早い時期のものと考 奈良の 楽茶碗が挙げられる。 楽長次郎による手ごねの土を 塗師松屋久政(一五二一-信長や秀吉の時 「宗易形 竹の花入や竹 シノ茶ワ

わび茶は人々の間で流行した。その様子は一五八六年末から

五九〇)が作成した『山上宗二記』に示されている。宗二はわび五八七年初め頃に、利休の弟子で堺の茶人山上宗二(一五四四-

茶が庶民へと伝えられていく様相を、

以下のように書き留めた

成した。 情において、 として、茶会では高価な茶道具が用いられた。 うになり、代わって精神性に重きが置かれた。 に入ると、人々はさほどの高級品を持たなくても茶の湯を行えるよ が嗜まれていたことが読み取れる。 たちまでのすべてといっても過言でないほどの人々の間で、 上記からは、 すなわち信長の時代において、 ヴァリニャー 武将は言うまでもなく、 ノはわび茶に対応できる新たな規則を作 茶の湯は武将や豪商たちの社交 ヴァリニャーノの第一次日本視 京都、 ところが利休の時代 奈良、 このような茶の湯事 堺などの商人 わび茶

(2)「日本管区規則」にみる茶の湯規則

と、第二次日本視察で収集した情報に基づき「日本管区規則」を編ヴァリニャーノは一五九二年二月に日本を発ちマカオに到着する

ない茶の湯の精神と共通する規則が含まれている。集した。その中には『日本イエズス会士礼法指針』には示されてい

湯担当者を選抜した。
おび茶が国内へと普及されたことで、修道院の茶の湯にも見直しかび茶が国内へと普及されたことで、修道院の茶の湯にも見直し

下の裁決を下している。会第二回総協議会の「諮問第五裁決」で、茶の湯事情を見据えて以会第二回総協議会の「諮問第五裁決」で、茶の湯事情を見据えて以ヴァリニャーノは一五九〇年、加津佐で開催された日本イエズス

の大きなである。この中の一名は茶の湯、キリスト教徒の接待、およいである。この中の一名は茶の湯、キリスト教徒の接待、およいでである。この中の一名は茶の湯、キリスト教徒の接待、および彼らの伝言を上長へ伝える世話係とする。

あってかなりの年輩者である者」と明記されていることである。先なった。ここで注目すべきは、茶の湯担当者について「思慮分別が主要な修道院には必ず一名の茶の湯者を常駐させることが規則と

についてなにがしかの心得のある同宿または他のだれか」と示され、述で挙げた『日本イエズス会士礼法指針』第四五項目では「茶の湯

慣習に長けていることが茶の湯担当者の条件であっ

ついても、茶の湯者一名を配置させることが定められた。 に則したもてなし態勢に取り組んだ。当裁決では小規模な司祭館に 中でもよりわび茶人として趣きのある熟練した者を投じて、わび茶 中でもよりわび茶人として趣きのある熟練した者を投じて、わび茶 中でもよりかび茶人として趣きのある熟練した者を投じて、わび茶 かっても、茶の湯者の名祭時期にはわび茶が流行していたことにより、

べき茶の湯の準備である。に当たらせた。以下の「茶の湯者規則」第一項目は、朝一番に行うヴァリニャーノは茶の湯者に具体的な日課を示し、茶の湯の奉仕

Aleuantarseha quando se tange a despertar, e assenderaa seu *andon* no *chanoyu*, e poraa o carvaó no *furo* para aquentar a agoa, e fará sua oração, enquanto estaa amanhecendo.

い。くよう風炉に何本かの炭をつぎ、夜明けの間に祈りを捧げなさくよう風炉に何本かの炭をつぎ、夜明けの間に祈りを捧げなさ朝の鐘の音とともに起床し、茶室の行灯に灯をともし、水が沸

茶の湯者は夜明け前に茶室へ赴き、灯をともし、風炉に炭をつぎ、

場に適していたことを明らかにしている。
本当スト教として祈りの奉仕を行うことが課せられた。ヴァリキリスト教として祈りの奉仕を行うことが課せられた。ヴァリキリスト教として祈りの奉仕を行うことが課せられた。ヴァリ金の湯を沸かすことが規範となった。さらには茶の湯の奉仕と共に、金の湯を沸かすことが規範となった。さらには茶の湯の奉仕と共に、金の湯を沸かすことが規範となった。さらには茶の湯の奉仕と共に、金の湯を沸かすことが規範となった。

『南方録』にみる利休の教えと共通している。 規則が示す「水が沸くよう風炉に何本かの炭をつぎ」は、以下の

うに、これにて秘事はすみ候由申されしに、(下略)もあたゝかなるやうに、炭は湯のわくやうに、茶は服のよきやれしに、易こたへに、夏はいかにも涼しきやうに、冬はいかに或人、炉と風炉、夏・冬茶湯の心持、極意を承たきと宗易に問

れがわび茶の秘事であると返答した。かなように、炭は湯の沸くように、茶は飲み加減の良いように、こかなように、利休は夏はいかにも涼しいように、冬はいかにも暖これに対して、利休は夏はいかにも涼しいように、冬はいかにも暖

によって左右されるため、茶人は神経を注いで炭をつぐ。これは一示と同様である。実際のところ、湯の沸き加減は炭の置き方や場所ヴァリニャーノの規則は「炭は湯のわくやうに」という利休の教

最高の茶を点てるためには湯相、つまり湯の加減が重要であり、こ見当然の行いであるが、そこにはもてなしの心が秘められている。

れは火相と称する火力のおこり具合によって決定される。

両者の教えにはわび茶の神髄が示されている。ある。毎朝、心して炭をつぐことを繰り返し、精神を鍛えるという、ある。毎朝、心して炭をつぐことを繰り返し、精神を鍛えるという、炭つぎに関するヴァリニャーノと利休の教示は、共に修行に通じ

めや水に関する指示を与えた。 ヴァリニャーノは以下の「茶の湯者規則」第二項目をもって、清

Como [sic] amanhecer e ouver tanta claridade que possa fazer sójsi varrera muito bem tudo o que lhe pertence, e com a agoa quente lavaraa a *cama* e os mais *dógus* do chaa, e porá o *furo* como hade estar. E avisaraa que traga agoa ao que tem cuidado disso.

の水に注意を払いなさい。べき姿に設えなさい。水汲みの担当者によって運び込まれる釜べてのものを完璧に清めなさい。熱湯で釜を清め、風炉をある夜が明け、掃除ができるほどの明るさになったら、所持するす

いう、ヴァリニャーノの命令である。その後には、担当者によって茶室や茶道具など、茶の湯者が管理するすべてのものを清めよと

中で、

決してそのようなものではないと正している

考えられる。

. . . 。 水が持ち込まれる。この内容は『南方録』に示す以下の記録と共水が持ち込まれる。この内容は『南方録』に示す以下の記録と共

をたゝへ、炉にかくる。これ毎暁茶室の法なり。なて井のもとへ行て清水をくみ、水やに持参し、釜をあらひ水左様にてはなし。鳥啼て起て炉中改め、下火を入、一炭して、易の云、暁の湯相なればとて、宵より湯をわかす人あり。一向

利休は暁の湯かげんといって、前の晩のうちに湯を沸かす人がいるの湯の準備には規定があったことを示している。それは一番鶏が鳴を満たして炉にかけるというものである。この内容はわび茶人の習慣を示し、ヴァリニャーノは茶の湯者がこの習いにしたがうよう情を示し、ヴァリニャーノは茶の湯者がこの習いにしたがうよう「茶の湯者規則」第二項目に含めたのである。『南方録』によれば、この教えは、ヴァリニャーノの在日時期において、早朝に行う茶の湯の準備には規定があったことを示している。それは一番鶏が鳴る。『南方録』によれば、

取水時刻を規則に採り入れていた。以下の『南方録』には、具体的える。その水とは利休のいう「清水」で、ヴァリニャーノは当時の茶の湯に使うための水が担当者によって運ばれていたことがうかが規則に「夜が明け」と示されていることから、修道院では毎朝、

な時刻が示されている。

通

意することなり。(中略)暁の水は陽分の初にて清気うかぶ。茶の湯者の心がけにて、暁より夜までの茶の水、絶ぬやうに用惣じて朝・昼・夜ともに、茶の水は暁汲たるを用るなり。これ

井華水なり。茶に対して大切の水なれば、

茶人の用心肝要なり。

けての陽の水を示し、 の湯者に対し茶の湯には早朝に汲む清水を用いるよう命じたことが であるヴァリニャーノならば、 た水が儀式で用いられ、 合は取水地よりも水取の時間が重要であった。 が一日中用いられた。これは陰陽思想に基づくもので、 カトリックでもホーリーウォーター これがわび茶人の心得である。 朝会から夜会に至るまで明け方に汲んだもの 生活に使う水とは区別されている。 水の扱いには特別に注意を払い、 暁の水とは午前四 (聖水) と呼ばれる聖別され 時 から五時に 茶の湯の 茶

ト教を伝えていく手段として、禅宗の振舞いを宣教の中に採り入れている。わび茶は禅宗と深く関っており、わび茶の祖と称された珠光(一四二三―一五〇二)、次の武野紹鷗、利休などをはじめとする光(一四二三―一五〇二)、次の武野紹鷗、利休などをはじめとするといる。

ていた。それは、以下の『日本巡察記』に示されている。

その方式に従って数多のことを行なわねばならない。その他の人人(原文ママ)の礼式にことごとく規則を設けた。その他の人人(原文ママ)の礼式にことごとく規則を設けた。彼等(仏僧たち―引用者注)はあらゆる儀式を定め、僧侶及び

的とするわび茶が流行していたため、『日本イエズス会士礼法指 であった。ところがヴァリニャーノが再来日した時には、 ので、 は 明らかとなった。 が『南方録』に示されているわび茶の精神性に共通していることが 接待が重視され、 が集まるところ」と記されているように、 先述のごとく、 わび茶であり、 式や行い、立ち居振る舞いなどを表面的に採り入れた。その一つが ヴァリニャーノは仏教を受け入れることはできないが、 以上、「茶の湯者規則」 に示された規範だけでは、 修道院を訪れる客に対して茶の湯でもてなすことを目指したも 日本人と交流を持つための準備であった。「立派なひとびと 茶の湯者は剃髪で僧侶のような装いとなった。 日本の作法の中でも最適なものであったに違いない 指針が示す茶の湯とは作法に基づく社交的なもの 他方、 『日本イエズス会士礼法指針』第四五項目 より精神性を示す規則を挙げ、 ふさわしい茶の湯のもてなしに対応 特に貴人に対する適切な その内容 修行を目 彼らの礼

できなかった。これが二度に及び、茶の湯関連規則が作成された要

因である。

極めて、宣教方針の中にわび茶によるもてなしを加えたのである。には社交的な記述を一切示さなかった。その修行とは茶室とすべての道具を清め、心して炭をつぎ、清水を釜に満たすというもので、計らずも利休が説くわび茶人の心得と同じ内容であった。ヴァリ計らずも利休が説くわび茶人の心得と同じ内容であった。ヴァリッティーノは茶の湯の奉仕を修行と捉え、「茶の湯者規則」

(3)修道院の茶の湯道具

し態勢を考察したい。

以下、図2に列挙された道具をカギカッコで示し、茶の湯のもてな以下、図2に列挙された道具を収納するための水屋箪笥と考えられる。図2からは修道院の水屋の様子が想定できる。目録の中に「箪

最初の仕事は茶室の掃除である。目録には「茶ばたき」や「雑

SDégus do chanoju o menos que
podetor. Salo Estes.

Acama. Cha de u.
Cha de u.
Chandro. Mijurigo - yeca.
Mijurigo. Suyeuoque. 2.
Chacubo.
Chandro. Chacubo.
Tutanoque. Miguchi. 1.

Iansu. Te tódaj. 1.

Andon — 1.

Yeuralme. 1. Yeuro boque. 2.

Chiyear. faiyar.

Chayear. faiyar.

chayear. faiyar.

chayear. faisur.

fucuramono. Sumiori.

Togumitori. Mijuhyacu. 2.

Filagi.

canasnye.

図2 茶の湯に必要な最低限の道具 Os Dógus do chanoyu o menos que pode ter. São estes

具が記されている。 湯者規則」 中 ころで釜を風炉にかけて湯を沸かす。 「炭斗」、「火箸」、「灰匙」、「釜すえ」、「灰入」、「火かき」という道 茶 金風炉」 の湯者規則」 などの清 ŋ Ó 中 茶壺に保管され 第二項目が示すごとく、 抹茶は Ó 掃道 適 切 第 「挽溜」に入れて保管する。続いて点前に必要な 具 な場所に炭をつぐ。 点がある。 項 自 7 0 次に N 指 る碾茶を「茶臼」 宗に 水 熱湯で釜を洗って水を満たし、 屋 L 。以上のほかにも、炭で使う、。風炉の状態が改められたとしたがい、火が熾きるように 0) 仕 事 ずでは、 で挽いて抹茶を 先ほどの

表1 「茶の湯に必要な最低限の道具」

炭手前道具	点前道具	水屋道具	その他の道具
Sumitori 炭斗	A cama 釜	Tansu 箪笥	tetodai-1 手灯台 (1)
Vozumitori 大炭斗	Caneaburo 金風炉	Chavsu 茶臼	today-1 灯台 (1)
Fibaxi 火箸	chaua-5 茶碗 (5)	Chaccubo 茶壷	andon-1 行灯 (1)
Faiyre 灰入	Chaquin 茶巾	fiquidame-1 挽溜(1)	
Faisucui 灰匙	Chaxen 茶筅	voguchi-1 大口	
Camasuye 釜すえ	Chaxacu 茶杓	mizutago-ycca 水たご (1)	
	naccume-3dai 棗 (3台)	mizubixacu-2 水柄杓 (2)	
	Mizusaxi 水指	Suyeuoque-2 すえ桶 (2)	
	Mizucoboxi 水溢	Ficaqui 火かき	
	Futauoqui 蓋置	Chavataxi 茶ばたき	
	Fixacu 柄杓	xuroboqui-2 手炉箒 (2)	
	Fucusamono 帛紗物	Zoquin 雑巾	
		Suino 水嚢	

た可能性を示しており、 使う用具が挙げられている。 うな茶室が暗い時の作業のためには、「行灯」や 道具を考察すると、「棗」三個、 台」などの道具の備えもみられる。 ことが可能である。夜の茶会や「茶の湯者規則 「茶杓」、「水こぼし (建水)」、「柄杓」「蓋置」とあり、 後で検討する これは修道院内に露地が設けられてい 「茶碗」五個、 ほかにも 「棕櫚箒」と、 「茶巾」、「茶筅」、 第二項目に示すよ 「灯台」、「手灯 茶を点てる 露地で

の実態が明らかとなった。全に行うための道具が充分に備えられ、日本の作法に基づく茶の湯全に行うための道具が充分に備えられ、日本の作法に基づく茶の湯以上のように、修道院の水屋には茶室の掃除から点前の仕度を万

(4)「日本管区規則」にみる茶室の規則

面には日本庭園があるという設計であった。た。それは武家屋敷の設えに等しく、座敷の隣に造られ、縁側の正は、『日本イエズス会士礼法指針』第一五四項目から明らかとなっヴァリニャーノが修道院の中に茶室を設けるよう命じていたこと

す方針を打ち出した。
「日本管区規則」にはそのような社交の場、あるいはハレの席で「日本管区規則」にはそのような社交の場、あるいはハレの席で

Procure tambem que no *chanoyu* aja algum Rapado virtuoso he inteligente de aquelle officio o qual tenha sua casa muito limpa e os *dōgus* de *chanoyu* bem comsertados e diversas layas de cha. O *chanoyu* naó seia recebimento de *ytázuramonos* que vaó ahi para beber e passar o tempo falando de cousas ociosas e desordenadas mas para agazalhar os hospedes christaós omrrados co edificaçaó e proveito de suas almas[,] como comvem ser en nossa[s] casas[,] e faça que o *chanoyuxa* guarda bem suas regras.

その糧を与えるためで、 注 である。 るのは立派なキリスト教信者を迎えて、 話をして気晴らしする場所ではない。 整頓しなさい。 茶室には高潔でこの面に熟達した剃髪の奉仕者 を置き、茶室を清潔に保ち、 茶の湯者は 茶室は怠け者が茶を飲み、 「茶の湯者規則」 それが私たちの修道院の意に適うこと 茶の湯道具と茶の種類ごとに を厳守しなさい そうではなく、 彼らの魂を教導しつつ 無意味でくだらない (同 茶室があ 宿 --訳者

的は、 神性に関わる指示が明記されている。 物の間取りや環境などについての記載は一切見られず、 であった。 当 |規則には キリスト教信者を迎えて彼らの信仰を一 「高潔でこの面に熟達した」ことを条件とする茶の湯者 『日本イエズス会士礼法指針』 修道院に設けられた茶室の目 第一 層育むよう導くため 五. 四 |項目が| 代わって精 示す建 of ofrmal truerdada, mas acrof fire philips misdernacedan, antes anifaran of mas entre, cumis estricts ahi-Any to confirme world friendade or mad conforma teles or degas fra, Epona o figgs about recade, frabacine a ful deferre. Terna hu insuntario de todos os degus que huentregarem perague Co forme aifo sentrajar qu' suirem entres no feu off : Corna labon cua tabon polica comque lorial escritor estes itens-Juinger: Ningue pona dienschnoyu, nenos Digus Se licenca dorfficiel. Mingul iven agraquet peoul. Service de fore sé licé ne tomara e fogs port a fonder en unt parte. Deingul lenama cont parte or Olyus of portence as changu sé le Cenca. Ningul fara saicu nacusa de chaneyu, ne ponadidegus finas perte calo ao chaneyu. Ocas des minas no chaneju, se lica de fimas hospedy.

Ocas desminas no chaneju, se lica de fimas hospedy.

Os Defucus nas terus ahi seurepouse, nenha coneno sa hin acquieje.

Ocas auera segos de po, nen schoui, nen falans zo te de coujas in perti nother comma alimais topo of defeu recedo, ne estara fe lando ahinto aps -

図3 禁制 Quinsey

第四

項

自

は

茶室において茶の湯以外

Ö

仕 事と、

された。 やほ 具の持ち出し行為を禁止したのである。 た茶室への で清められる。 てなすことができるよう徹底させたのである。 ことになる。ヴァリニャーノはこのような行為を断じて禁じること 一項目に示されるごとく、茶室と茶道具は茶の湯者によって朝 日頃より茶室の環境を整え、 か の これは裏を返せば、 場 入室と茶道具に触れること、 所へ持ち出すこと、 故に 「禁制」 そのような行為をする者がいたとい 第 釜 項目において、 わび茶の精神性をもって客人をも の熱湯を持ち出すことなどが さらに第三項目で茶の湯道 「茶の湯者規則」 清らかに整えら

第

は

信者の魂

が高められることを祈り、

心を込めて一碗の茶を点て

ることが求められた

利

リニャーノは修道院内に祈りの場所にも適する茶室を設けて、

· 休が茶室で精神を鍛えるためにわび茶に精進したように、

ヴ

たちをさらなる信仰へと導いたのである

その環境を整えるための規則がローマイエズス会文書館

所蔵

0) 図

したものが表2である。

許可

なく茶室へ入るこ 本語訳とともに示

そこで休憩することや娯楽にふけること、

茶道具に触れること

3

「禁制 Quinsey」で、

これを活字に起こし、 「禁制」によれば

日

ニヤ る。 客に茶を点てるためだけに使うもので、 直後の ことを禁じている。 たのである。 うな内容は規則に含まれなかったはずである。 て、茶の湯に用いる水は担当者によって汲まれた夜 していたことは確かである。 第二項目では、 ・ーノが清水の意味を充分理解した上で、 夜会で絶やすことはできない極めて貴重な水であ 茶の湯の水を生活用水で補っていたならば、 「清水」が決まりとなったためである。 修道院では茶の 茶の湯 これ の目 は 「茶の湯者規則」 湯の水と一般の水とを区 的 以外で釜の湯を持ち 日 禁制に記 第二項目 中 その 用 ヴ この いら アリ 崩 出

そこ

表2「禁制」

原文	日本語訳	
Ninguem poraa maó no <i>chanoyu</i> , nem nos <i>Dógus</i> sem licença do official.	茶室と同様、正式な許可なく茶道具に触れてはならない。	
Ninguem tirara agua quente para outro seruiço de fora sem licença [,] nem tomaraa fogo pora [sic] asender en outra parte.	適切な許可なく、他の目的のもてなしのために熱湯を用いてはならず、また他の場所の照明のために火を移してはならない。	
Ninguem leuaraa a outra parte os <i>Dógus</i> que pertencem ao <i>chanoyu</i> sem licença.	適切な許可なく、どこか他の場所に茶室の道具を持ち出してはならない。	
Ninguem fara <i>saicu</i> na casa do <i>chanoyu</i> , nem pora ahi <i>dógus</i> que naó pertençaó ao <i>chanoyu</i> .	草庵茶室で茶の湯以外の細工を行ってはならず、また茶の湯の道具以外のものをそこに置いたままにしてはならない。	
Naó dormiraó no <i>chanoyu</i> , sem licença do Irmaó hospedejro.	担当の修道士の許可なしに、茶室で寝てはならない。	
Os <i>Dojucus</i> naó teraó ahi seu repouso, nenhum <i>conono</i> subirá ao <i>zaxiqui</i> .	同宿は茶室で休息をしてはならず、また小者は座敷 に上がってはならない。	
Naó averá jogos de <i>go</i> , nen <i>xógui</i> , nen falaraó <i>zótan</i> de cousas inpertinentes.	そこで囲碁や将棋をしてはならず、またそこに相応 しくない大声で雑談をしてはならない。	
Nenhuma molher estaraa ahi mais tempo que [o] de seu recado, nem estaraa falando ahi muito tempo.	女性は伝言を伝える以外に茶室に長く留まってはならず、またしかるべき時間以上にそこで話をしてはならない。	

(5)「日本管区規則」 にみる修道院の懐石 内の生活空間と完全に区別したことは確かである。

ヴァリニャーノの在日中の茶料理といえば、 わび茶にふさわしい

簡素化された懐石料理である。 き続き数多くの料理が持ち出されていた。ところがわび茶の成立と を目的とした書院式茶の湯では、 信長の時代に入ってからも膳の数が少なくなったとはいえ、 繰り返しになるが、室町時代の饗応 七五三の本膳料理が振舞われてお 引

共に一汁三菜を基本とする料理が確立された。

堺の茶人武野紹鷗

『紹鷗門弟への法度』には「会席ハ珍客たりとも茶の湯相応に一汁

は、 に属さない道具の持ち込み禁止事項である。ここで注目すべきこと 「茶の湯の家」 の文字である。「家」casa と明記されていること

54

から考えると、この茶室は『日本イエズス会士礼法指針』第一五四

内に建てられた独立した茶の湯の庵であった可能性がある。さらに 項目に示すような修道院内の座敷に隣接されたものではなく、

に含まれていたことは、 先述にて露地で使う「棕櫚箒」が 修道院内に露地が設けられていたことを想 「茶の湯に必要な最低限の道具」

像させる。 第五項目から第八項目では、

碁や将棋などの娯楽や雑談、 このようにヴァリニャーノは茶室で行う禁止行為を明記し、 女性と長話をすることを禁じている。 茶室で寝ること、 休憩すること、

囲

三菜に過べからざる事」とある。この規定を大成させたのが利休であり、貴人であっても一汁三菜をすぎないことが約束事となった。 | 数内家五代竹心は『源流茶話』の中で「いにしへ、貴人ハ二汁・三 | 数内家五代竹心は『源流茶話』の中で「いにしる、貴人ハ二汁・三 | 数内家五代竹心は『源流茶話』の中で「いにしる、貴人ハ二汁・三 | 数内家五代竹心は『源流茶話』の中で「いにしる、貴人ハ二汁・三 | 数内家五代竹心は『源流茶話』の中で「いにしる、貴人ハ二汁・三

高山右近一人であった。年一月二五日、聚楽の利休屋敷の二畳敷茶室における朝会で、客は以下は利休の茶会で振舞われた一汁二菜の仕立である。一五九一

二畳敷

たうふくずに 雁ノ汁

このわた めし

菓子 くり さゞい

食事後の茶の湯の席では、木守、曲水指などのわび茶道具が使われ右近を心からもてなした。菓子はくりとサザエであった。何れも身の回りにある材料が使われ、出来立ての温かい料理が客のもとへ運がれた。二畳敷という極小化された空間の中で、師匠利休と弟子右ばれた。二畳敷という極小化された空間の中で、師匠利休と弟子右ばれた。二畳敷という極小化された空間の中で、師匠利休と弟子右ばれた。二畳敷という極小化された空間の中で、師匠利休と弟子右ばれた。

神性がみられる。ていいる。そこにはもてなしの心と共に、修行本位とするわび茶の精

様の指示がある。 以下の「客のもてなし方規則」第一一項目には、利休の仕立と同

Como ha frequencia dos hospedes nestas casas principais he taó continua naó há-de fazer porfiçaó de dar *furumajs* aos que se ouverem de convidar senaó for algum *tono* grande ou algum gentio de respeito e pouco familiar[;] mas com os christáos, por muito onrrados que seiaó [,] comunmente quando se convidarem bastará fazer hum par de *xirus* com dous *says* e seu *quaxi* e[,] quando parecer[,] se lhe podera acres[c]entar algum *fiqui zacana* mas tudo se há-de dar muito limpo e bem consertado.

引き肴を加えることができる。 ば、 序正しく行いなさい。 に菓子をそえて歓迎しなさい。 地位の軽重に関わらず、 はないが敬意を払う必要のあるキリスト教信者でない客を除け 主な修道院への客の動きは流動的であり、 振舞いに招待する必要はない。 招待されている人たちには、 但し、 またそれが適当と思うならば キリスト教信者に対しては すべてにおいて清潔に順 身分の高い殿、 一汁二菜 面識

則に書き加えた。

単のことで、ヴァリニャーノはこれを見逃すことなく、規なす方法が採用された。引き肴とは一つの器に客の人数分すべてをなす方法が採用された。引き肴とは一つの器に客の人数分すべてをなった料理のことで、引き肴を加えるという、日本人が客を厚くもている。

もてなし方規則」第一一項目から裏付けられる。らずも利休と同様の一汁二菜が適切であると見極めたことは「客の払った。管見の限りでは具体的な献立についての史料はないが、計がアリニャーノは修道院で豪華な料理を振舞わないよう注意を

食器などの目録を与えていたことを示す。「料理人規則」第四項目は、ヴァリニャーノが料理人に調理器具や次に、修道院で行われた食事の振舞いについて検証する。以下の

Tera hum Rol das cousas que pertecencem a cozinha e lhe são a elle encomendadas.

料理人は調理場に必要な道具リストが与えられる。

化し、 椀 具をカギカッコで示し、修道院における調理場の様子を考察する。 que são necessarios para os hospedes」で、これを用途別に整理して活字 ち出される。 マイエズス会文書館所蔵の図4「客に必要な道具目録 Rol dos Dogus の振舞いを提供するために必要な道具を列挙した。 懐石の流れにしたがえば、 ヴァリニャーノは茶の湯道具と同様に、 向こう側に料理を盛った坪椀・平椀の四器を載せて客の前に持 日本語訳したものを表3に示す。 最初に 「食膳」 以下、 日本の作法に基づく食事 の手前左右に飯椀と汁 目録で列挙された道 その目録がロー

している。 している。 している。 している。 している。 している。 している。 している。 している。 という文字もある。 という文字もある。 という文字もある。

べる木製の椀」とある。目録には「食籠」という漆器の文字もみら並の三種類が示されている。『日葡辞書』によれば、「飯を盛って食飯椀と汁椀には「御器」が用いられ、目録には品質別に最良、良、

lugarmais oscure rambé tho face saker pagenruds scianofo Ingarman occups canno mergica saver pag encues sea no por Inte Servicos Eglorificalo— 20— peuro asent pi q Je face pui lab fastante do chea q for necess. petros cano s'habert de tres leyes ha no for peos quiacus dent qua lidade, out neces po hospetos. Ecut com pa de refiner o globa todo tera a note ben guardada, dando ao chaneyuna cadames of the pe recer hastante & necessario -

図4 客に必要な道具目録 Rol dos Dogus que são necessarios para os hospedes

大小の徳利」、「盃」 折 客が飯と汁を摂ると一 これ 敷は さらに汁 は 素焼 酒 の肴を載せるため の土 を椀 一器で盃として が 注ぐため が記され 献目 口が持ち 7 に用 Ó v 使 る。 いられ ħ 出され n さらに た。 る。 また みら かか 目 「片木」と呼ば n 録 ~わらけ」 に は 燗 と示 鍋

n

わ

示され 録に は ていることから、 イン の甕」、 修 |道院 ワ イン では , 用漉袋」、 \exists 1 口 ヮ ツ パ 産のワイン インを入れ が る瓶 年

が

目

ろう。 タタウ 一成は長崎 n 五. 伊 月 7 <u>Ŧ</u>i. 達政宗、 茶会の懐 ĥ 九 百 --六三五)が たこと モ より 0) 石 葡萄 小西 五. 田光成 石でワインが供されたことは が 視り イ 行 酒 口 長 完全催 を入手して客に振舞っ 出 であ 也 『宗湛日記』 宗湛 の茶会で、 長 る。 崎 0 四名であった。 ヨリノタウライト 「グラス」 に書き綴っ 場所は大坂、 は たのであっ 博多 記 ている。 ワ 被仰急 客は宇喜多 0 イ 茶 の 人神谷宗湛 た 「酒モ とあ 五. め 中 九 で あ

 \mathcal{O} る。 1 鮭 は 分けられていたことが確認できる。 12 文字がみられるが、これについては後述する 続いて、 の焼 土器 ほ 取 たことが考えら 先ほどの と記されてい 項 引 か h Π に引物が加えら 物 魚 目 まわし 一次 が懐石道 が示すように、 は一つの 引物の一 「かわらけ」 0) てもらう。 事焼きなどを盛る皿として用 ħ 具として用いら ることから、 鉢に盛られて亭主が持ち出 菜が持ち る 🗊 れる。 も盃の 懐石では 「客のもてなし方 目 出されて二献目 器 一録には ほ れてい かに、 は 本膳で運ば さらに 料 理 「魚鉢」 たことか 利 に よって 休 「備前 規 いら して、 0) n が Ł た 則 供 時 代に بخ n 客 第 n

表3 「客に必要な道具目録|

原文 ポルトガル語	日本語訳	
懐石道具・食	器	
Mesas boas. meás. E somenos	食膳 (最良・良・並)	
Mesas de <i>finoqui, Ninojen</i>	檜の食膳/二の膳	
Porcelanas de palo <i>Goquis</i> bons. Meós. E somenos	御器(最良・良・並)	
Louça; vidriado [sic] de barro	かわらけ	
Fochos com seus faxis; palos [sic: paus] pera comer	包・箸	
Bijenbachis	備前鉢	
Saibachi. Yuobachi. Tachos pera pescado	菜鉢/魚鉢/魚料理のための鍋	
Instrumento de ferro Saixibós com seus sacuxis. Bons. E meãos	鉄製の再進盆 (飯櫃)・杓子 (最良・並)	
Xiru caigu pera aletria etc.	汁のための柄杓(掻笥)など	
Qúguios pera sacana; cosas de comer Mesas pequenas do [sic]	肴のための小さな食膳	
Yutos ou fissaguas pera yu; agua caliente	白湯のための湯桶、又は瓢	
Platos pera fruta <i>Quaxibó</i> bons. Meaõs. E somenos	果物盆(最良・良・並)	
Jiquiros; alpargatas	食籠 (漆器)	
酒の接待道	具	
Bules de estano pera vino	ワインを入れる瓶	
Copos de agua de [sic]	グラス (解読不可能)	
Cannabes com que se aquenta o	燗鍋	
Tocuris grandes e pequenos	徳利(大・小)	
Sacanzuquis com seus feguis; tablillas en que se ponem [sic]	へぎに飾られた盃	
Feguis. Tablillas [sic] pera a sacazuqui	盃のためのへぎ	
Fóbons	方盆	
<i>lágos</i> pera agoa	水を入れる器	
調理器具	'	
Fágama; tachos grandes	羽釜(大きな鍋)	
Réorinabes. Tachos pera xiru; caldo	汁料理専用鍋	
E <i>curucaques</i> ; tachos pera <i>sai</i> ; cousas de carne ou pescado	肉又は魚を調理するための菜用鍋	
Ollas variadas	鍋各種	
Grelhas e espetos	グリル (焼き網)・串	
Trenpes	五徳	
Manaitas. E de <i>xójin</i>	まな板	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
Boyões pera cousas salgadas	塩漬け甕	
Bulis bons. E meãos. Pera vino	ワイン甕 (最良・並)	
その他	'	
Coador pera o vino	ワイン用漉し袋	
Guinos; coadores	水切り袋	
Zastar [sic] Zóquins pera goquis e mesas	御器と食台・膳用雑巾	
Bentos caxas en que está los aparejosde comer	弁当箱	
Bacia de agoa as maós	水鉢 (手を洗うため)	
Toalhas pera as maós e pera os pes	手と足を拭く布	
Chochins com candeas	提灯・蝋燭	
Yoguis. Muxitos. E macuras	夜着 (掛け布団や敷布団)・莚・枕	
Ma <u>n</u> tas. esteras. Almofadas de palo	毛布・(解読不可能)・クッション	
Manos. E cajas. chapeus de paja	(解読不可能)・箱・帽子	
Sombreiros de pees e <i>bocutis</i>	パラソル・木履	
Isúbaco	椅子箱	

報告した。

報告した。

報告した。

報告した。

0) つかの果物を出すのが一般の習慣であって(中略)それらは高い る。 目録には品質別に最良、 香物が出される。 ことが慣わしであったと、 ついた白い杉 食事が終わると酒と盃が下げられ、 が記されている。 口 ドリゲスは (檜-訳者注) 目録には 「宴会では食事の最後に食べる物として常にいく 会の最後には盆に盛られた果物が運ばれる。 良 ロドリゲスは報告している。 「湯桶」と香物を保管するための 並の三 の盆に置かれ」と説明している。 一種類の 飯椀の中を白湯ですすぎ飲む 「果物盆」 が示されてい その際には 塩 足 漬

いる。 目録には「汁料理専用鍋」、「魚料理専用鍋」、「焼網」と「串」とある。料理場には料理に応じて器具が使い分けられていたことが確認できる。以上のほかにも、「包丁」や「まな板」、「飯椀や食膳用の雑巾(布巾)」、 囲炉裏に備えて鍋を置く「五徳」なども示されている。

多くの高貴な方々には、 すべての食事が終わると、 目録には 「水盤」 Ł 手巾、 「手の布巾」 客は座敷から離れた場所に行って手を 鉢 (角盥 がある。 -訳者注) 口 および日本流に ドリゲスは 数数

であれば、手を洗うための湯が一同に出される」と記述した。豪華に金粉をまいた漆塗りの水差(楾-訳者注)を座敷に運ぶ。冬

列挙されている。 注意が払われ「掛布団・敷布団」、「ブランケット」、「莚」、「枕」が懐石皆具のほかにも、客の修道院への宿泊に備えて「寝具」にも

膳」と記した可能性がある。ニャーノは客の身分に応じて料理の数を増やすことを想定し「二のこのことから考えると、目録には属さない記述ではあるが、ヴァリ回に渡る茶会のうち、秀吉を客とする四会で二の膳を出している。

則」六項目から想定できる。
に調理器具には注意が払われていた。そのことは以下の「料理人規作法にしたがったもてなしの備えをしていたことが認められる。特皆具や器、料理器具などが示されており、ヴァリニャーノが日本の以上のように「客に必要な道具目録」には、振舞いに必要な懐石

Tenha asi os fogões como as panelas e maus *dógus* em que se ha de fazer algum comer chara nanbá apartados dos outros em que se aparelha chara Japáo, não misturando em ninhuá maneira huns com outos e o que se fizer chara nanbá se sirva e reparta a modo de Japáo, tendo conta que assi estas cousas, como as mais de Japáo se dem en proselanas, casa, ou

pires comforme ao uzo de Japão.

ること。 南蛮の食物はほかの日本の食物と混ぜることなく区別して料 給仕しなさい 日本の方法で給仕しなさい。 日本の食物は日本風の磁器、 これらの指示を忘れず注意す \prod あるいは器を用いて 理

ある。 仕立と引物、 で給仕するとは 適切なもてなしの在り方を徹底させた ノは料理人に対して「これらの指示を忘れず注意すること」と命じ、 3 1 料理は目録に挙げられた器を使って盛られた。ヴァリニャー 口 ッパと日本の材料は区別して調理がなされた。 その間の酒、 先に考察してきたように膳に飯椀、 食後の菓子という順序で持ち出すことで 汁椀、 日本の方法 二菜の

して必要な数などが明記されており、 と認識したのであろうか。 V さて、 根拠があったに違いない た。ヴァリニャー 示を与えている。とすると、 目録の中に ノはなぜ備前鉢が修道院の調理場に必要である 「備前鉢」と具体的な窯元と商品名が記されて 彼の宣教方針は目的、 bizenbachi と記したことには何らか 重要な事柄については的確な 対象者、 場所、 そ

時代末期には大量生産が行なわれて江戸時代末期まで続く。 後には茶の湯を日本の文化へと押し上げた秀吉の庇護があった。 備前焼は岡山県備前市伊部を中心とする陶器の総称である。 その背 室町

 σ

てて、 b, の貯蓄に使われたであろう大甕などが製品となった。 建水、花入や、 うになった。その結果、 の中でも特に活気あふれる時代となった。 された。これにより生産率が増大し、 窯は集落に近い山麓の一ヵ所に集中し、 時代に入ると窯場の整理が行なわれ、 陽路の途中、 五八二年三月、 雑器として使われていた備前焼が、 戦場にならないよう軍勢の窯場への出入りを禁止した。 伊部村に立ち寄り 懐石料理に用いられる徳利、 秀吉は信長の命で中国の毛利輝元討伐へ向かう山 従来の壺や甕、 『伊部の里陣地に関する制札』 これまで山中に分散していた 八〇〇年の歴史を経た備前焼 茶道具として認められるよ 共同窯としての大窯が設置 擂鉢のほかに茶入、水指 さらにわび茶の流行によ Щ 手鉢、 酒や水など 桃山 を立

め り出土された国産陶磁器全体の遺物のうち、 略号 SKT655) 地点の一六世紀後半から末期と考えられる検出 にも同様の製品を準備させた可能性がある。 0) ている。 の備前焼が市中に出回った時期は、 近年、 備前焼品が懐石道具として用いられている様子を目撃し、 その多くが甕や擂鉢で、 したがって、 大阪府堺市戎之町西一丁三〇で実施された発掘現場 彼は視察の途で食事に招かれ、 鉢はその次であった。このように大量 ヴァリニャーノの在日と重なつ 約七五%を備前焼が占 その際に多く 修道院 (遺跡 温

ると質素な食材ではあるが、 以上、 信長の時代で行われてきた豪華な饗応は、 亭主の手によって真心の料理が運び出 利 休の 時代に入

IJ は修道会の戒律にも共通している。 されるようになっ 適切なもてなしが行えるよう「日本管区規則」 スト教の精神にもつながる教えがあることを見極めて、 た。 これは修道生活の観点にたてば、 ヴァリニャー の中に収録したので ノはわび茶には 質素な献立 修道院で

お わ ŋ に

ばれ、 通性を検討した。 さらに後者の規則が利休のわび茶の影響を受けていることを検証す た。 るために、『南方録』より利休の茶の湯の教えを提示して両者の共 る手段として茶の湯の規則を作成し、 に示される茶の湯関連規則を提示して、 本研究では アリニャーノの第一次と第二次日本視察はいわゆる織豊期と呼 茶の湯が大流行した時代であったため、 『日本イエズス会士礼法指針』と「日本管区規則 本研究で明らかとなっ 修道院のもてなし態勢を整え その違いを浮き彫りにした たことを以下に示す。 彼は日本人と交流す

ための 茶室の清掃から抹茶の常備などの仕事に専念し、 を意図するものであった 茶の湯の準備が記されていた。 日本イエズス会士礼法指針』 万全な態勢を整えた。 故に、 茶の湯担当者は修道院に常駐して 第四五項目には、 この指針は茶の湯を用いた社交 茶の湯で接待する 修道院における

> ていたことが明らかとなった。 茶室が茶をもてなす場であると共に、 性が示されていた。 いることに対し、 ノが茶の湯者に では炭をついで釜の水を沸かすという指示であった。 録 他 と示されていることや 両者の言葉には形式だけでなく本質を極めるという修行の精神 に示されている利休のわび茶の心得と共通していた。 方 0) 「茶の 湯 「水が沸くよう風炉に何本かの炭をつぎ」と命じて 利休は弟子に 者 さらに規則に 規 則 「禁制」 第 「炭は湯のわくやうに」と教えてい 項 目 「夜明けの間に祈りを捧げ の内容を踏まえると、 「と第一 修行の空間としても用いられ 項 目 0 内容は、 ヴァリニャー 修道院 第 『南 なさ 項 方

る。

待の いる 点てられ、 その一つが で扱い、 カトリックの司祭として聖別された 利休は説き、 う命じていることに対しては、 修道院には二つの様式の茶室が設けられていたことが想定できる ヴ 間を意図する設計であった。 アリニャー 「周囲に縁側のある二室 茶の湯では 客のいる座敷へと運ばれた。 『日本イエズス会士礼法指針』 両者は同じ取水時刻を定めていた。 ノが茶の湯に使う水は 「清水」を特別に用いたのである 三組 「茶の水は暁汲たるを用るなり」と 茶は座敷の隣に設けられた茶室で の座敷」 「ホーリーウォーター」を儀式 「夜が明け」 この条件はヴァリニャ というもので、 第一 五四 ヴァリニャー .項目に示されて たころに汲 いむよ ノは

「調馬図

屏

風

の構図

の

在日頃の武家屋敷を描いた多賀大社所蔵

も示されている。

ると明記されていた。ヴァリニャーノは茶室内の禁止事項を打ち出項目には、茶室の目的がキリスト教信者の魂の糧を与えるためであそこでは茶は客の前で点てられる。「客のもてなし方規則」第一三年の湯の家」で、修道院の敷地内に設けられた草庵茶室である。もう一つの茶室は「日本管区規則」の「禁制」に示されている

Ļ

生活空間と完全に区別していたのである

ようとする適応主義の視点からも明らかである。

で質素な食事である。で質素な食事である。で質素な食事である。では、利休がわび茶の懐石として最も多く茶会で用り」第一一項目には、利休がわび茶の懐石として最も多く茶会で用り」第一一項目には、利休がわび茶の懐石として作成されたものである。で質素な食事である。

うための道具が揃えられていることが検証された。舞いを考察した。その結果、修道院において客に抹茶と食事を振舞な道具目録」に列挙された道具を挙げて、茶の湯の仕度と食事の振さらに本研究では「茶の湯に必要な最低限の道具」と「客に必要

ちによって嗜まれた社交を目的とする茶の湯に対応するために作成本イエズス会士礼法指針』は、信長を中心とする有力武将や豪商たしていた茶の湯の様式にふさわしいものであった。すなわち、『日ヴァリニャーノの茶の湯関連規則の内容は、彼の在日期間に流行

スト教との交流が解明された。このことは布教地の慣習を採り入れ極めてその精神性を規則に採り入れたという、新たな茶の湯とキリの規定であった。以上の結果、ヴァリニャーノが利休のわび茶を見の規定であった。以上の結果、ヴァリニャーノが利休のわび茶がされたものであった。他方、「日本管区規則」に収録されているされたものであった。他方、「日本管区規則」に収録されている

られ、 へと改革した 饗応に重きを置く茶の湯から、 たした秀吉の側近として茶の湯全般の権威を掌中に収め、 わしい新たな宣教方針を打ち出した。 ス会第四代総長エバーハード・メルクリアン(Eberard Mercurian, S.J., よって従来の方法を改革したことである。 五一四一一五八〇) ヴァリニャーノと利休には二つの共通点がある。 ヨーロッパで行われてきた布教のあり方を改め、 の代理として巡察師という強大な権限を与え 茶を供することを本位とするわび茶 他方の利休は、天下統一を果 ヴァリニャーノはイエズ つは職 日本にふさ 茶道具や

茶は新たな宣教方針を打ち出すための最適な日本の礼儀作法であっの湯の精神性に注目したことである。それは茶室や露地、すべての茶道具を清め、その過程で自分の心を清めて、質素な食事をいただ茶道具を清め、その過程で自分の心を清めて、質素な食事をいただ茶があり、

注

- 訳『日本巡察記』(平凡社、一九七三)緒言 ii ページ。に赴きイエズス会員の指導や現地調査などを担う職名である。松田毅一他(1) 巡察師は総長自身によって任命されるもので、総長の代理として宣教地
- (研究社、二〇〇二)一一五一ページ。(2) 上智学院カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第3巻
- 二二輯(吉川弘文館、一九八二)二四五−三四三ページ。 インド巡察師ヴァリニャーノの裁決(一五八二年)」『キリシタン研究』 井出勝美訳「「日本イエズス会第一回協議会」(一五八○−八一年)と東
- 一九七〇)四二ページ。(4) 矢沢利彦ほか訳『日本イエズス会士礼法指針』(キリシタン文化研究会、
- (5) 松田ほか、前掲書、二三ページ。
- (6) 滋賀県教育委員会編著『発掘調査20年の記録 安土 信長の城と城下
- (7) 加藤知弘『バテレンと宗麟の時代』(石風社、一九九六)三四八ページ。
- (8) 矢沢ほか、前掲書、六八ページ。
- (9) 松田ほか、前掲書、一二〇ページ。
- (10) 井出、前掲書、二九四ページ。
- (キリシタン文化研究所、一九六八)一九ページ。(11) ロペス・ガイ著、井出勝美訳『初期キリシタン時代における準備布教』
- (12) 矢沢ほか、前掲書、一一一―一二ページ。
- (13) 同上書、一一三ページ。
- (4) 同上書、八九ページ。

- (15) 同上書、九〇ページ。
- (16) 土井忠生ほか編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇)五四六ページ。
- 二○○○)一四四ページ。 松田毅一ほか訳『完訳フロイス日本史二 織田信長篇Ⅱ』(中央公論新社、

17

(18) 同上書、二七〇ページ。

 $\widehat{19}$

- 一九六七)五五二ページ。 佐野泰彦ほか訳『日本教会史』上、大航海時代叢書第一期区(岩波書店
- 永島福太郎編『天王寺屋会記』六(淡交社、一九八九)二〇〇一二〇二

 $\widehat{20}$

ページ。

- (21) 同上書、一九五―一九七ページ。
- (22) 井出、前掲書、三三一ページ。
- (3) この裁決では、例外として長崎、口之津、豊後などのポルトガル人に慣れている地域においては、豚や牛は日本風に調理され、骨を除いて肉を小の汁は匂いが付くため、専用の汁御器に入れることなどが規定となった。の汁は匂いが付くため、専用の汁御器に入れることなどが規定となった。との際には、調理に使う器は牛肉の汁は匂いが付くため、専用の汁御器に入れることなどが規定となった。
- ―三五八ページ。 ――三五八ページ。
- (25) 同上書、三三一ページ。
- (26) 熊倉功夫校注『山上宗二記-付茶話指月集-』(岩波書店、二〇〇六)
- 二七四一二七五ページ。

決(一五九〇年)」『キリシタン研究』第一六輯(吉川弘文館、

27

José Luis Alvares Taladriz 編註

「日本イエズス会第二回総協議会議事録と裁

一九七六)

____ページ。

- (28) 同上書、二七五ページ。
-) Regras pera o Chanoyuxa. Achivum Romanum Societatis Iesu (ARSI), Jap.Sin.2,

f.106v. 本稿で扱うイエズス会文書館収蔵の史料は、 ス会日本関係文書』(南窓社、一九八一)。 により活字化・英語訳されたものである。邦題は尾原悟師による。『イエズ ルシオ・デ・ソウザ氏

- 30 筒井紘一『利休聞き書き「南方録 覚書」』(講談社、二〇一六)五八ペー
- 31 Regras pera o Chanoyuxa. ARSI, Jap.Sin.2, f.106v
- 32 筒井、前掲書、六二ページ。
- 33 同上書、六八ページ。
- 34 筒井紘一『すらすら読める南方録』(講談社、二○○三)八○ページ。
- 35 ----四ページ。 関根宗中『綜合藝術としての茶道と易思想』(淡交社、二〇〇八)二一三
- 36 松田ほか『日本巡察記』三〇ページ。
- 37 Os Dógus do chanoyu o menos que pode ter. São estes. ARSI, Jap.Sin.2, f.107v
- 38 茶の葉を蒸した後、揉まずにそのまま乾燥させて茶壺の中で保存された 筒井紘一編『新版茶道大辞典』(淡交社、二〇一〇)八二一ページ。
- 39 抹茶を貯蔵するための茶入。同上書、 九八五ページ。
- $\widehat{40}$ として外露地の腰掛待合の支柱にかける。同上書、五六二ページ。 露地用具の一種。棕櫚の葉を五枚重ねにして藤蔓で編んだ箒で、 飾り箒
- 41 Regras do que tem comta de agasalhar os hospedes. ARSI, Jap.Sin.2, f.102v
- $\widehat{42}$ 筒井紘一『懐石の研究--わび茶の食礼』(淡交社、一九九二)四五ペー
- 43 同上書、 同ページ。
- 44 同上書、四六ページ
- $\stackrel{\frown}{45}$ 千宗室編纂『茶道古典全集』第六巻(淡交新社、一九五八)四五八ページ。
- $\widehat{46}$ 楽家初代作赤楽茶碗。筒井編、前掲書、三三七―三三八ページ。
- 47 水指の一種で、 材料に赤杉材を用いる。同上書、 一〇九〇ページ。
- $\widehat{48}$ Regras do ue tem comta de agasalhar os hospedes. ARSI, Jap.Sin.2, f.102v

- 49 筒井『懐石の研究-わび茶の食礼』一○七一一一二ページ。
- $\widehat{50}$ 同上書、一〇五ページ。
- $\widehat{51}$ Regras do cozinheiro. ARSI, Jap.Sin.2, f.112
- $\widehat{52}$ Rol dos Dogus que são necessarios para os hospedes. ARSI, Jap.Sin. 2, £103v.
- $\widehat{53}$ 佐野ほか、前掲書、五五七ページ。
- $\widehat{54}$ 土井ほか、前掲書、三〇八ページ。
- $\widehat{55}$ 檜や杉材を薄く剥いでつくった板。 筒井編、 前掲書、一〇四九ページ。
- $\widehat{56}$ 千編纂、前掲書、三三二ページ。

57

 $\widehat{58}$ 佐野ほか、前掲書、五五八ページ。

小林弘明発行『必携千利休事典』(世界文化社、二〇〇〇)七二ページ。

- 同上書、五六三ページ。
- 59
- $\widehat{60}$ 同上書、 同ページ。
- $\widehat{61}$ 同上書、五六四ページ。
- $\widehat{62}$ Regras do cozinheiro. ARSI, Jap.Sin.2, f.112.

63

筒井編、

前掲書、

九九一ページ。

- $\widehat{64}$ 一九七六)一二七一一二八ページ。 山陽新聞社編集局編『やきもの備前 歴史と風土』(山陽新聞社)
- $\widehat{65}$ 同上書、一〇八、一一〇ページ。
- $\widehat{66}$ 市教育委員会、一九九八)一二―一三ページ。 堺市立埋蔵文化財センター編『堺市文化財調査概要報告』第七七冊 (堺

参考文献

浅見雅一

『キリシタン時代の偶像崇拝』東京大学出版会、二〇〇九。

アレッサンドロ・ヴァリニャーノ

ヴィットリオ・ヴォルピ 『日本のカテキズモ』家入敏光訳、 天理図書館、

『巡察師ヴァリニャーノと日本』一塾社、二〇〇八

『信長のおもてなし』吉川弘文館、二〇〇七

海老沢有道

『スピリツアル修行』キリシタン研究第三一輯、 教文館、一九九四

海老沢有道ほか

『キリシタン書 排耶書』日本思想大系、二五、岩波書店、一九七〇。

『キリシタンの教理書』キリシタン研究第三○輯、教文館、一九九三

岡田章雄

『キリシタン・バテレン―布教と俗信―』至文堂、一九六六。

『ぎやどペかどる』キリシタン研究第三八輯、教文館、二○○一。 『ヒイデスの導師』キリシタン研究第三二輯、教文館、一九九五。

『コンテムツスムンヂ』キリシタン研究第三九輯、教文館、二〇〇二。

『きりしたんのおらしょ』キリシタン研究第四二輯、教文館、二○○五。

『きりしたんの殉教と潜伏』キリシタン研究第四三輯、教文館、二〇〇六

ロペス・ガイ

『キリシタン時代の典礼』キリシタン文化研究会、一九八三。

『初期キリシタン時代における準備布教』井出勝美訳、キリシタン文化研究会、

一九六八。

川村信三

『キリシタン信徒組織の誕生と変容』教文館、二〇〇三

『キリシタン大名 高山右近とその時代』教文館、二〇一六。

マイケル・クーパー

『通辞ロドリゲス』松本たま訳、 原書房、一九九一。

五井野隆史

『徳川初期キリシタン史研究』吉川弘文館、一九八三。

『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館、二〇〇二。

『千利休の「わび」とはなにか』角川学芸出版、二〇〇五

『山上宗二記入門』角川芸術出版、二〇〇七:

千宗室編

「海外の茶道」『茶道学大系』別巻、淡交社、二〇〇一。

高瀬弘一郎

『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七

『キリシタン時代の文化と諸相』八木書店、二〇〇五。

高橋裕史訳

『東インド巡察記』平凡社、二〇〇五

『イエズス会の世界戦略』講談社、二〇〇六

谷端昭夫編

「茶道の歴史」『茶道学大系』第二巻、淡交社、一九九九

フーベルト・チーリスク

「イエズス会本部所蔵日本人キリシタン書翰」『キリシタン研究』第六輯、キ

リシタン文化研究会編、吉川弘文館、一九六一。

「セミナリオの教師たち」『キリシタン研究』第一一輯、キリシタン文化研究

会編、 吉川弘文館、一九六六。

「セルケイラ司教の報告書」『キリシタン研究』第一三輯、 キリシタン文化研

「臼杵の修練院」『キリシタン研究』第一八輯、

キリシタン文化研究会編、

吉

究会編、吉川弘文館、一九七〇。

川弘文館、一九七八。

筒井紘一

『茶の湯の古典二 南方録覚書・茶話指月集』世界文化社、 一九八四

『茶の湯の事始』講談社、一九九二。

『利休百話』淡交社、一九九九。

『すらすら読める南方録』講談社、二〇〇三。

『茶書の研究-―数寄風流の成立と展開』淡交社、二〇〇三。

『利休の逸話』淡交社、二〇一三。

『利休の茶会』KADOKAWA、二〇一五。

『利休の懐石』KADOKAWA、二〇一九

土井忠生

戸田勝久

「十六・七世紀における日本イエズス会布教上の教会用語の問題」『キリシタ

ン研究』第一五輯、キリシタン文化研究会編、吉川弘文館、一九七三。

『千利休秘伝書 南方録の展開』平凡社、一九八八

『南方録の行方』淡交社、二〇〇七。

戸田勝久編

「茶事と茶会」『茶道学大系』第三巻、淡交社、二〇〇〇

永島福太郎

『中世文化人の記録 茶会記の世界』淡交社、一九七六

永島福太郎編

『天王寺屋会記』七、淡交社、一九八九

「茶室と露地」『茶道学大系』第六巻、淡交社、二〇〇〇

芳賀幸四郎

『千利休』吉川弘文館、一九六三

ウイリアム・バンガード

『イエズス会の歴史』上智大学中世思想研究所、二〇〇四

久松真一

『南方録』淡交社、一九七五

『中世武家の作法』日本歴史学会、一九九九

ルイス・フロイス

『完訳フロイス日本史1 織田信長篇Ⅰ』松田毅一ほか訳、 中央公論新社

10000

『完訳フロイス日本史2 織田信長篇Ⅱ』松田毅一ほか訳、 中央公論新社

10000

『完訳フロイス日本史3 織田信長篇Ⅲ』松田毅一ほか訳、 中央公論新社

11000°

『完訳フロイス日本史4 織田信長篇Ⅳ』松田毅一ほか訳、 中央公論新社

11000°

『信長公記を読む』吉川弘文館、二〇〇九

松田毅一

「ルイス・フロイス著『日本史』の研究―初期五畿内キリシタン史の研究史料

として一」『キリシタン研究』キリシタン文化研究会編、

吉川弘文館

一九五九。

松田毅一監訳

『十六・七世紀イエズス会日本報告書集』第3期・第1巻、 同朋舎、

『十六・七世紀イエズス会日本報告書集』第3期・第2巻 同朋舎、 一九九八。

『十六・七世紀イエズス会日本報告書集』第3期・第3巻、 同朋舎、 一九九八

増渕宗一

『茶道と十字架』角川選書、二〇〇〇。

ヨゼフ・B・ムイベルガー

『日本における信仰』サンパウロ、二〇〇四

村井康彦

『千利休』講談社、二〇〇四

盛本昌広

『贈答と宴会の中世』吉川弘文館、二〇〇八

柳谷武夫

会編、吉川弘文館、一九六六。「セミナリオの生徒たち」『キリシタン研究』第一一輯、キリシタン文化研究

矢部良明

『千利休の創意』角川書店、一九九五

J・A・ユングマン

米井力也

イグナチオ・デ・ロヨラ

『キリシタンと翻訳

異文化接触の十字路』平凡社、二〇〇九

『霊操』門脇佳吉訳、岩波文庫、一九九五。

「茶室・露地」『茶道学大系』第六巻、淡交社、二〇〇〇。「懐石と菓子」『茶道学大系』第四巻、淡交社、一九九九。

「茶の古典」『茶道学大系』第十巻、淡交社、二〇〇一。

Alexandro Valignano, S.J., Il Cerimoniale per I missionari del Giappone: Advertimentos e Avisos Acerca Dos Costumes e Catangues de Jappão. Giuseppe Schitte, S.J. Roma, Edizioni di Storia e Letteratura, 1946.

C.R. Boxer, Papers on Portuguese, Dutch, and Jesuit Influences in 16th and 17th Century Japan. Washington D.C., University Publications of America, 1979.

C.R. Boxer, *The Christian Century in Japan 1549–1650*. Berkeley, Los Angeles, London, University of California Press, 1951.

Luís Fróis S.J., Historia de Japam. Vol.2. Edição anotada por José Wicki, S.J., Lisboa. Biblioteca nacional Lisboa, 1981.

Luís Fróis S.J., Historia de Japam. Vol.3. Edição anotada por José Wicki, S.J., Lisboa, Biblioteca nacional Lisboa, 1982.

Michael Cooper, This Island of Japon: João Rodrigues' Account of 16th Century Japan.

Translated and edited by Michal Cooper, Tokyo, New York, Kodansha, 1973.

Josef Franz Schütte, S.J., Valignano's Mission Princeples for Japan. Translated by John J. Coyne, S.J., India, The Institute of Jesuit Sources, 1985.

Historia de Igreja do Japão: Pelo Padre João Rodrigues Tçuzzu, S.J. 1620–1633. Lisboa. Biblioteca do Palácio da Ajuda, 1953.

Tea in Japan: Essays on the History of Chanoya. Edited by Paul Varley and Isao Kumakura,

Honolulu, University of Hawaii Press, 1994.

The Constitutions of the Society of Jesus and Their Complementary Norms: A complete English Translation of the Official Latin Tests. Edited by John W. Padberg, S.J., Saint Louse, The

Bublioreca da Ajuda: Jesuítas na Ásia Série da Província do Japão História da Igreja do Japão. 1549–1570. Cód. Ms. 49-IV-53. Lisboa, Biblioreca da Ajuda.

Institute of Jesuit Sources, 1966.

Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 2.

Biblioteca da Ajuda Palàcio da Ajuda, 49-IV-53